

裁 決 書

審査請求人



処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和4年6月29日付けで提起した高松市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護変更決定処分取消請求事件（令和4年健康第2号））。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

本件は、処分庁が請求人に対して令和4年3月29日付けで行った本件処分に対し、請求人が、収入認定除外されないのは納得できない等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 本件処分の根拠条項である法第25条第2項では「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定められている。
- (2) 国は、地方公共団体が法定受託事務である生活保護に関する事務を執行するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による「よるべき基準」として、「生活保護法による保護の実施要領に

ついて」（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知。以下「国の局長通知」という。）を示しており、同通知の第10の2(8)では、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」とされている。

- (3) この国の局長通知における調整については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「国の別冊問答集」という。）の問13-2の(答)「1 扶助費追加支給の限度」、「2 扶助費戻入決定の遡及の限度」及び「3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い」において次の記載がある。

「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えである（略）。」

「扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。」

「すなわち、収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきである。

この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、（略）既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。

この取扱いは、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべ

きである。」

また、国の別冊問答集の間13－4では「扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、発見月からその前々月の分の処理は必ず戻入の決定又は局第10の2の(8)によらなければならないか。」という問に対する答に、次の記載がある。

「発見月からその前々月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。」

2 処分内容及び理由

処分庁においては、令和3年9月1日付けの法第61条による届出により、請求人が令和3年4月19日 [REDACTED]、同日、[REDACTED] [REDACTED]を受け取った事実を認定し、当該 [REDACTED] を収入認定の上、請求人に対し、令和4年3月17日付けで法第63条の規定に基づき [REDACTED] 返還を求め、同年3月29日付けで [REDACTED] 返還を求めることを内容とする本件処分を行った。

3 審理手続の経過

令和4年6月29日、請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、令和4年3月29日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

令和4年7月15日 請求人は、審査庁の求めに応じ、審査請求の係る処分の内容について補正した。

令和4年7月21日、審理員が指名された。

令和4年8月5日、処分庁から弁明書が提出された。

令和4年8月24日、請求人から反論書が提出された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 請求人が受け取った [REDACTED] [REDACTED] 充てたものであり、 [REDACTED] [REDACTED]
- (2) [REDACTED] 受け取ったが、それは [REDACTED] により [REDACTED] [REDACTED] 受けたためであり、 [REDACTED] [REDACTED] であったと記憶している。

- (3) [redacted]
からなり、[redacted] [redacted] で、[redacted]
[redacted] 程度だったと思う。
- (4) [redacted] 受け取ったから、その全てが収入認定されるのは、間違いだと思う。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、生活保護制度の趣旨を十分に踏まえ、適正に手続を進めており、本件処分に何ら違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきと主張しており、主張内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人は、[redacted] のうち [redacted]
購入費用に充て、費消したものであり、請求人は [redacted]
[redacted]、一方で請求人自ら、既に所有している [redacted] 就労
業務を代替できると認めている。
- (2) 請求人は、[redacted] 把握していないにもか
かわらず、請求人が行う [redacted] の業務の
収入及び内容に対して、[redacted] かつ、必要以上の機能を有
する製品を購入している。
- (3) 上記(1)及び(2)の状況から、[redacted] は、直ちに生業、医
療、家屋補修等、自立更生のための用途に供されているとは言えず、収入認定
除外とすることはできない。
- (4) 令和3年4月19日に発生した [redacted] について処分庁が
請求人から確認したのは令和3年6月11日であり、[redacted]
[redacted] 前々月に当たる。請求人が主張する [redacted] 価値や損害状況を確認で
きる資料等の提出があれば、当該費用について、収入認定除外とする判断を行
うことも可能であると考えられたため、請求人に対し関係資料等の提出を求め
ていた。しかしながら、令和3年6月中に請求人から関係資料等の提出が無か
ったため、次回支給月以降の収入充当額とする手続きが取れなかったもので、
その責めは請求人が負うものである。

第4 論点整理

本件処分について、請求人は、自らが受け取った [redacted] を収入認定か
ら除外すべきと主張し、本件処分の前提となった処分庁の収入認定の違法・不当
を争っているが、保護費の返還を求めることを内容とした本件処分自体の違法・
不当を判断するためには、本件処分に当たり処分庁に法の適用に誤りはないかが
論点となるため、この点について判断する必要がある。

第5 理由

1 審理員が認定した事実

請求人及び処分庁の主張並びに提出された証拠書類等から、請求人が [] や [] 及び処分庁が行った保護費返還処理等の事実が、次のとおり認められる。

- (1) 令和3年4月5日、処分庁は請求人に対し、令和3年4月分の保護費として [] (生活扶助 [] 住宅扶助 [] を支給した。
- (2) 令和3年4月19日、請求人は、 [] に遭った。
- (3) 令和3年6月11日、請求人は、 [] 遭い、事故当日に [] として受け取り、それを [] 費消したことを電話で処分庁に報告した。
- (4) 令和3年9月1日、請求人は法第61条による届出書を処分庁に提出し、同年4月19日の [] において、 [] 受け取り、それを [] 報告した。
- (5) 令和3年9月9日、処分庁は、請求人が [] 購入した [] [] であったことを確認した。
- (6) 令和4年3月17日、処分庁は、令和3年4月19日の [] が法第63条による返還の対象となるとして、同条に基づく返還金として [] を決定し、請求人に対し、令和4年3月31日を期限として同額を納付することを求めた。
- (7) 処分庁は、令和4年3月29日付け通知書により本件処分を請求人に通知するとともに同通知書の別紙で次のとおり処分理由を提示した。
「 (令和3年4月1日) 就労外収入等の収入認定 」
- (8) 本件審査請求の審理において、審理員が処分庁に対し、本件処分通知書における「遡及分差額 生活扶助 [] 及び「遡及分差額 住宅扶助 [] の積算根拠について質問したところによると、処分庁は、請求人が受け取った [] から、 [] 及び法第63条に基づく返還金 [] を差し引いた収入認定額 [] について、令和3年4月当時の生活扶助費 [] から全額を差し引き、残額の [] を住宅扶助費から差し引いたものと回答した。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第4で記載したとおり、本件処分に当たって処分庁に法の適用に誤りがあるか否かである。

- (1) 平成22年1月29日大阪地裁判決によれば、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前と同様の保護費は支給され、後に当該減額事由が判明したような場合において、当該減額事由が生じた時点に遡及して保護変更決定等を行うことが直ちに違法になるものではないとしても、これが許容されるのは、保護費の返還について規定している法第63条の趣旨に反しない場合に限られるというべきであり、具体的には、当該保護変更決定等の処分が、当該減額事由が生じた時点から、一般的にみてその生活状況に大きな変化が生じるとは考え難い程度に近接した範囲においてされる場合に限られるというべきであるとされている。

さらに、保護費の減額事由が生じたことが後に判明した場合において、遡及して保護の変更決定を行うことが許されるのは、当該減額事由が生じた時点から数か月程度に限られるというべきであり、少なくとも、当該事由が生じた時点から半年を超えて遡及的な保護変更決定を行うことは、法が第63条において過支給が生じた場合の処理を定めた趣旨に反し、違法というべきであるとされている。

- (2) こうした考え方や国の局長通知及び国の別冊問答集で示された内容に沿って1で認定した事実を見ると、処分庁は、令和4年3月29日に令和3年4月19日に発生した減額事由を基に、11か月以上遡及して保護変更決定を行っており、本件処分は、法第63条の趣旨に反し、法適用を誤った違法なものと言わざるを得ない。

この点について処分庁は、請求人から関係資料等の提出がなかったため、国の局長通知等で示された期間内に保護変更決定を行うことができなかったと主張するが、法第25条第2項による保護変更決定は、保護の実施機関が保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもって決定するとされていることから、上記の処分庁の主張を合理的なものと認めることはできない。

- (3) 以上のことから、請求人が主張する収入認定に関する争点や手続に瑕疵があるかどうかなどその余の点について判断するまでもなく、本件処分における処分庁の判断を適法かつ正当なものと認めることはできないものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年9月20日

審査庁 香川県知事 池田 豊 人



